

## 図簿謄本等の交付申請要領

以下の図簿謄本等の交付は、使用目的が相当で、国有林野の管理経営上の支障とならないものに限り交付します。

### 【記載要領】

1. 交付する図簿謄本等は以下のとおりです。  
簿冊(境界簿、測量野帳、境界測量手簿、座標及び高低計算簿)  
図面(官林図、国有林図、実測図、境界基本図)
2. 交付申請書は「図簿謄本等の交付申請書」様式により申請してください。
3. 申請人の住所・氏名・電話番号を記入のうえ押印してください。
4. 図簿謄本等に係る市町村字番地名または国有林名(林班等)を記入してください。  
・市町村名、字、地番  
・国有林名・林班・境界点区間( 号～ 号)  
国有林名等は管轄する森林管理署(森林管理事務所)または森林事務所にお尋ねください。
5. 使用目的を詳細に記載してください。  
例： 工事の測量をするに当たり、隣接する国有林境界を確認するため  
地番の分筆登記のための測量に当たり、隣接する国有林境界を確認するため
6. 交付希望時期を記入してください。  
交付希望時期は余裕を持った時期を記入してください。
7. 用紙規格・交付枚数は記入不要です。
8. 交付には別表の手数料が掛かります。(個人または法人等)

### 【添付資料】

(個人及び法人等の場合)

1. 位置図  
5千分の1またはそれに類する地形図などに申請位置を概略記入した図面
2. 公図・地積測量図の写し  
登記所が発行する地図証明書(公図)または図面証明書(地積測量図)の写し
3. 登記簿謄本または登記事項証明書  
申請箇所の隣接地所有者であることを証明する登記所が発行された3ヶ月以内の原本(コピー可)

#### 4. 委任状

申請人が隣接地所有者でない場合は受委任関係を明記した委任状

#### 5. 承諾書

隣接地所有者の土地以外が申請にかかる場合は当該所有者の承諾書または委任状

#### 6. その他証明書

- (1) 相続等により登記簿上の所有者と申請人が異なる場合は、相互の関係が明らかになる戸籍謄本等の相続証明書、相続権者が複数の場合は委任状
- (2) 相続人が未成年の場合は、親権者または後見人であることを証明する書類
- (3) 売買による所有権移転の登記が未済のとき、売買契約書等により売渡人が登記名義人である場合は、売渡人の土地登記簿謄本
- (4) 登記名義人の住所と申請人の住所が異なる場合は、住民票
- (5) 申請人が共有名義の場合は、全員の押印または委任状

(地方公共団体等の場合)

#### 1. 位置図

5千分の1またはそれに類する地形図などに申請位置を概略記入した図面

#### 2. 事業計画書

図簿謄本等の境界点区間にかかる事業計画書等

受託事業者から申請させる場合は、位置図・事業計画書・委任契約書(写)

#### 【注意事項】

1. 図簿謄本等は、隣接地所有者相互の境界紛争や国有林と境界紛争中にある、また、個人情報に関するものがある場合は交付できません。(地方公共団体等が法令に基づく行為のため必要な場合を除く。)  
また、離権地及び森林以外の土地にかかる図簿謄本等は交付対象外です。
2. 交付する簿冊、図面によっては名称が異なる場合があります。
3. 図簿謄本等の交付及び交付手数料の支払方法は次のとおりです。
  - (1) 申請書受理(森林管理署等) 交付の準備・通知(近畿中国森林管理局)
  - (2) 交付の連絡(森林管理署等)
  - (3) 交付手数料の納入(申請人) 交付手数料は別紙一覧表のとおり
  - (4) 交付通知書・図簿謄本等の交付

注意: 図簿謄本等は交付手数料の納入確認後に交付します。

別紙

図簿謄本等の交付手数料一覧表

(単位:円)

簿冊(境界簿、測量野帳、境界測量手簿、座標及び高低計算簿) 図面(官林図、国有林図、実測図、境界基本図)	1枚当たり手数料(消費税込み)	
	複製品(種類)	
複製品(サイズ)	モノクロ	カラー
A5・A4・A3・B4・B5	10	20
A2・B3	40	140
A1・B2	80	180
A0・B1	160	360

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号別表による)